

平成17年度事業計画、 予算を審議 予算関連議案は3月に再審議

全国小売酒販組合中央会の平成17年度事業計画、予算などを審議する臨時総会が、平成17年1月19日（水）全国小売酒販会館において、会員及びオブザーバーなど計120名余と来賓に国税庁小鞠昭彦酒税課長をはじめ酒税課幹部の方々の臨席を得て開催された。慎重審議の末、第1号、第8号議案は原案通り承認可決されたものの、第2号から第6号議案までの予算関連議案は否決され、3月の臨時総会において再審議されることとなった。

本文中の質疑応答において「答」とだけあるのは、中央会執行部及び事務局が答弁した部分。「関参考人答弁」とあるのは関参考人が答弁した部分。堀弁護士の説明部分及び答弁については掲載しておりません。

臨時総会の開会に先立ち、平成16年秋の褒章・叙勲受章者の名前が司会者により読み上げられた（叙勲・褒章受章者の氏名は、酒販通信04年12月号に既報）。

臨時総会は、井上正光副会長（大阪府）の開会の辞で開会し、幸田昌一会長の挨拶に続き、国税庁の小鞠昭彦酒税課長が祝辞を述べられた（6～7面に要旨掲載）。

議長に安田正義氏（東京都）が選任されて審議に入った。

第1号議案

平成17年度事業計画画書承認の件
事務局より、第1号議案（8～10面に全文掲載）の概要説明がなされた後、議長が議場に諮ったところ異議なく承認可決された。

第2号議案

平成17年度予算書案（賦課金部門・不動産部門）承認の件
第3号議案

第4号議案

平成17年度経費分担金徴収方法案承認の件
以上3案件は、関連につき一括上程され、事務局が概略説明した。

議長が議場に諮ったところ、以下のような質疑応答がなされた。

その後、会員から、「年金の問題がどうなるかがはっきりしない状況では、予算を承認することはできない。年金の報告を受け、明確になった後、予算についての採決をすべき」といった動議が出された。議長は、この動議を議場に諮ったところ、賛

成多数で、第5号から第7号議案を審議した後に、第2号から第4号について採決することとなった。

質疑応答

問 不動産事業部の予算書案の注記に、全生協・全酒協より約16億4千万円の借入金とあるが、借入れしたときの経緯と流れを説明いただきたい。

答 不動産事業部が福利厚生施設として酒販会館を建設する際に、全生協と全酒協から5億円ずつを借入れし、外部からも借入した。外部借入れについて、ちょうど借入の組替え時期が来た時に、借入利息を出来るだけ削減できるように全酒協にご協力願って、外部からの借入れ分の10億円前後について、借入れの組替えをお願いした。借入金の性格としては、当施設の建設資金である。

第5号議案

借入総金額の最高限度額案承認の件
第6号議案

第7号議案

年金返還状況報告
第5号、第6号議案は、関連につき一括上程され、事務局より、以下

のような概略が説明された。「昨年5月の総会で年金制度の廃止並びに加入者に対し掛金累計の85%を3期に分けて返還する旨が決定された。7月12日までに1万7160件の同意書が寄せられ、8月23日に第1期分の28億円を返還した。この返還処理において問題が2つ発生した。1つは、第1期返還の原資であったファンド

20億円と利息部分の償還が期日になされなかったこと。2つ目は、第1期分の返還ができなければ同意不履行となってしまうことから、足らず分の13億円について、全酒協の協力を得て、全酒協の銀行預金を担保に東京三菱銀行から借入れを行ったことである。情報収集したところ、第1期分のファンド償還が遅れた理由は、現地の運用実行会社清算になったためと判明した。年金精算委員会と三役で協議した結果、第1期返還を遅らせるわけにはいかないという結論に達し、全酒協に協力を要請して、全酒協の預金を担保に緊急に13億円の借入れを行って第1期分の返還に充てた。中央会の理事会では、事後承認を受けている。早期に総会を開き、借入総金額の上限設定について承認を受けるべきとの声もあったが、ファンドが返還されないという予想だになかった不測の事態であり、償



組合員の皆様方におかれましては、未成年者と思しき者が酒類を購入しようとした場合には、必ず年齢確認等を行うようお願い申し上げます。未成年者が飲用することを知らずにお酒を提供・販売した場合、提供・販売した者だけでなく、その店の経営者も未成年者飲酒禁止法違反により罰せられ（50万円以下の罰金）、酒類小売業免許が取り消される可能性があります。くれぐれもご注意ください。